

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## China Legal Update

---

2025年9月25日

### 労働紛争事件の審理についての司法解釈(二)

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂  
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆  
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

#### Contents

---

##### I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

##### II. 中国法令アップデート

- ・「民営経済促進法」の徹底的な実施に関する指導意見
- ・医療広告認定ガイドライン
- ・労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二) ←今号の注目法令
- ・境外投資者による配当利益の直接投資に係る税額控除政策の関係事項に関する公告 ←今号の注目法令

## I. Topics

### 最近のセミナーや論文等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただきます。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第39回(台湾)

日時:2025年5月15日(木)

「台湾個人情報保護法の実務対応及び最新改正動向」

講師:パートナー弁護士 呉 曉青

第 40 回(中国メインランド)

日時:2025 年 6 月 19 日(木)

「中国の生成 AI 規制:法令と裁判例から学ぶ生成 AI 活用に伴うリスクと実務上の留意点」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 胡 絢静

第 41 回(中国メインランド)

日時:2025 年 7 月 17 日(木)

「中国輸出入管理規制の俯瞰図と実務対応の勘所」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

## II. 中国法令アップデート(主に 2025 年 8 月 1 日～8 月 31 日の法令を対象)

### 最新中国法令の解説

今号の注目法令は、最高人民法院が公布した司法解釈である「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二)」である。2020 年の「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(一)」に続き、最高人民法院が労働紛争事件に関して公布した重要な司法解釈である。実務上で見られる問題を取り上げて、統一的な裁判所による判断がなされるように規定したものである。例えば、①(有期の)労働契約の無固定化に関する規定の明確化、②労働者の競業禁止義務に関する規定の明確化、③労使間の社会保険の納付をしない合意が無効であることの明確化等である(これらの内容は実務的には概ね法的な整理はなされていたが徹底されていなかった。)。今後、労働紛争事件における重要な指針となり得る。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

### 公布済み法令

#### <経済諸法>

#### 「民営経済促進法」の徹底的な実施に関する指導意見

[ポイント] 2025 年 5 月 20 日に中国で初の民営経済発展の基礎法である「民営経済促進法」が施行されている。本指導意見は、最高人民法院が同法の実施を具体化するために公表されたもので、民間企業が直面する問題を司法の側面から解決することを目的としている。特に、以下の 5 つが取り組むべき重点分野・課題であるとされている。①平等な権利保護、②コンプライアンス経営、③厳格かつ公正な司法運用(財産権保護強化、冤罪等の是正、経営者の人格権・合法的権利の保護等)、④文明司法(訴訟効率化、執行の規範化等)、⑤組織としての裁判所の体制の整備。

以上をみると、本指導意見は、単に民間企業の保護という点にとどまらず、法治に基づいた健全な司法環境という制度上の改善にまで向けられている。外国企業にとっては、中国の裁判は、「地方保護主義」、判決の執行難等の不透明な問題が実務には存在することがあるが、本指導意見における取組みを通じて司法制度上の改善を期待したい。

[原文] [关于贯彻落实《民营经济促进法》的指导意见](#) (法发 [2025] 15 号)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2025 年 7 月 30 日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

### 医療広告認定ガイドライン

[ポイント] 本ガイドラインは医療広告の認定基準等の内容を詳細に規定するものである。医療サービスが多様化し、特にインターネットを通じて医療サービスを受ける傾向が強くなっている中、医療や健康、養生に関する知識・情報の公開及び普及活動が急速に発展している。こうした中で、医療広告と医療情報の公開、医療科学普及(健康に関する科学普及活動を指す)との区別が難しくなっている。そのため、医療関連資格を持たない業者等が医療情報の公開、医療科学普及の名目を利用して違法な医療広告を行い、患者を欺くケースが頻発している。これらの新たな課題に対応するために、本ガイドラインが公布された。

主な内容は以下のとおりである。

#### 1. 医療広告と科学普及活動や医療情報の公開の区分

医療情報の公開や健康に関する科学普及活動に便乗した偽装医療広告行為を取り締まり、適正な医療情報の公開や医療科学普及を保護するために、本ガイドラインでは、具体的な例を挙げて、医療広告に該当しない適正な情報開示や科学普及と、違法な偽装医療広告に該当する場合とを規定している。これにより、医療広告と医療情報の公開、知識科学普及との区別がより明確にされている。例えば、科学普及活動と医療広告の区別については、本ガイドラインでは、医療機構は医療衛生健康普及の関連規定に基づき文字、図、ビデオ等の形で科学普及活動を行うことは通常は広告に該当しないと規定されている一方、診療技術の優位性、ハードウェア設備の優位性及び診療効果等を宣伝することにより、具体的

な医療機関及びその医療サービスを紹介すること、具体的な医療機関で受診すれば、より良い安全性保障、治療効果又は価格優遇等が得られることを明示又は暗示すること等の六つの場面については、医療広告と認定されると規定している。

## 2. 広告主に対する制限の強化

医療機関の資格を持たない個人や組織(「闇病院」や「偽医者」など)がインターネット等を通じて広告を出して市民を誤った医療選択へ誘導する問題について、本ガイドラインでは、法令に基づき設立された医療機関以外の組織や個人が自ら又は他者に委託して医療広告を出すことを禁止することを改めて強調している。

## 3. 監督当局間の連携の強化

監督管理に関して、本ガイドラインでは、市場監督部門と衛生健康部門の役割分担(市場監督部門は医療広告の監督管理を担当し、衛生健康部門は医療広告の審査及び医療機構の監督管理を担当している。)をより明確にするとともに、これらの部門間の連携を強調している。これらの部門間における情報共有や案件移送などの協力体制について規定されている。例えば、市場監督部門は医療広告に該当しないものの、医療機関の情報公開や医療科学普及に誤りや誤解を招く内容があることを発見した場合、衛生健康部門に通報する必要があり、衛生健康部門は医療機関の情報公開や医療科学普及活動を監督する際に医療広告に該当する可能性のある「偽装広告行為」を発見した場合、違法広告の疑いがある情報を市場監督部門に通報する必要があると規定されている。

[原文] [医療広告認定指南](#)(国家市场监督管理总局、国家卫生健康委员会、国家中医药管理局公告 2025 年第 29 号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局、国家衛生健康委員会、国家中医薬管理局(国家市场监督管理总局、国家卫生健康委员会、国家中医药管理局)

2025 年 7 月 17 日公布、同日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李彬

## <社会法>

### 労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二)

[ポイント] 最高人民法院は、2025 年 7 月 31 日に同司法解釈を審議・可決した。同解釈は、労働者の権益保障と企業の健全な発展とのバランスを実現することを目的とし、労働紛争事件における実務上の問題を踏まえて、裁判所が統一的な判断ができるようにした司法解釈である。主な内容は以下のとおりである。

#### 1. 書面による労働契約を締結しなかった場合の賃金 2 倍の支払責任の範囲を限定

書面による労働契約を締結しなかった場合の責任を合理的に振り分けている。具体的には、労働者が、使用者が書面による労働契約を締結していないことを理由として、使用者に賃金の 2 倍の支払いを請求した場合、人民法院は、法によりこれを支持する。ただし、不可抗力、又は労働者本人の故意若しくは重大な過失により締結できなかった場合等の使用者の免責事由についても明確にしている。

#### 2. 労働契約の無固定化に関する規定の明確化

労働契約法 14 条 2 項で定める労働契約の無固定化の要件である「期間の定めのある労働契約を連続して 2 回締結する」という状況を明確にした。具体的には、協議により契約期間を累計 1 年以上延長した場合、労働契約期間満了後に自動的に延長した場合、労働者の責に因らない原因により労働契約締結主体が変更された場合等のいずれかに該当すれば、同状況に該当すると認定しなければならないとされた。使用者が期間の定めのない労働契約を締結する義務を回避することを防止する。

#### 3. 競業制限条項の濫用防止

競業制限の適用を規範化している。労働者が使用者の商業秘密及び知的財産権に関連する秘密保持事項を知らず、接触しなかった場合、競業制限条項は労働者に対して効力を生じない。また、競業制限の範囲、地域、期間等の内容については、労働者が知り、接触した商業秘密及び知的財産権に関連する秘密保持事項に合致しなければならないものとし、合理的な割合を超える部分は無効とする。これらは企業による競業制限条項の濫用を回避するのに資する。

#### 4. 違法解除又は終了後の継続雇用の場合の賃金支払

労働契約の継続履行に関する規則を整備する。使用者が違法に労働契約を解除又は終了した後に労働者が継続雇用を請求した場合、使用者は、違法決定後から労働契約履行の前日までの賃金を支払わなければならない。解除又は終

了について双方に過失がある場合には、過失の程度に応じて各自が責任を負わなければならない。

#### 5. 社会保険を納めないという合意は無効

社会保険納付の強制性を強調する。使用者と労働者が約定し、又は労働者が使用者に対して社会保険料を納付する必要がないことを承諾した場合、人民法院は当該約定又は承諾を無効と認定するものとする。

[原文] [关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释（二）](#)（法释〔2025〕12号）

[公布／公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2025年7月31日公布、2025年9月1日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

### <会計・税務>

#### 境外投資者による配当利益の直接投資に係る税額控除政策の関係事項に関する公告

[ポイント] 本公告は、2025年6月27日に商務部公告2025年第2号として公布された「[国外投資者による配当利益を用いた直接投資に係る税額控除政策に関する公告](#)」(以下「2025年第2号公告」という。)の適用に関する関連内容を定めるものである(2025年第2号公告の内容については、[China Legal Update2025年8月26日\(第537号\)](#)を参照されたい。)

その内容は、2025年第2号公告の解釈を明確にし、関連手続の運用内容を明らかにするものであるが、既に払込義務が発生している状況における配当の払込充当も2025年第2号公告が規定する配当による直接投資に該当することが示され、直接投資後に減資等を受けて資本回収した場合には資本保有の継続期間が中断されることが明示され、また、2025年第2号公告に基づく低減税率と租税協定の適用比率を選択して税率低減を受けた場合にはその後の分配について租税協定に規定された税率を選択することができないと規定された点には留意が必要である。その他、複数の会社に対する再投資を実施する場合、人民元以外で再投資する場合、回収資本につき低減税率が適用されるものと適用されないものが含まれている場合の計算や割当方法といったテクニカルな内容も含まれている。さらに、税率低減を受けるために関係当局に提出すべき報告書のフォーマットも本公告に添付して公布された。

本公告は、2025年第2号公告と同じく、2025年1月1日から遡及して施行されるものと規定されている。

[原文] [关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策有关事项的公告](#)（国家税务总局公告2025年第18号） [公布／公表機関] 国家稅務總局(国家税务总局)

2025年7月31日公布、2025年1月1日施行

執筆担当:日本弁護士 藤本 博之

### ※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 射手矢 好雄 ([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))
    - 弁護士 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
    - 弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
    - 弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
    - 中国弁護士 屠 錦寧 ([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))
    - 弁護士 尾関 麻帆 ([maho.ozeki@amt-law.com](mailto:maho.ozeki@amt-law.com))
    - 弁護士 横井 傑 ([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
    - 弁護士 唐沢 晃平 ([kohei.karasawa@amt-law.com](mailto:kohei.karasawa@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。